

東近江市防災会議条例及び東近江市国民保護協議会条例の一部 を改正する条例の制定について

東近江市防災会議条例及び東近江市国民保護協議会条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定する。

令和5年2月24日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市防災会議条例及び東近江市国民保護協議会条例の 一部を改正する条例

(東近江市防災会議条例の一部改正)

第1条 東近江市防災会議条例（平成17年東近江市条例第23号）の一部を次のように
改正する。

第3条第6項中「40人」を「43人」に改める。

(東近江市国民保護協議会条例の一部改正)

第2条 東近江市国民保護協議会条例（平成18年東近江市条例第22号）の一部を次の
ように改正する。

第2条第1項中「40人」を「43人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

令和5年度以後の本市の組織改編に伴い、東近江市防災会議委員及び東近江市国民保護協議会委員の定数を見直したく、本議案を提出するものである。